

1 事業内容について

交付事業名：障害者グループホーム等運営費補助事業

補助内容：(1) 運営費（基本分）
 (2) 運営費（加算分）
 ア) 初期受入支援加算
 イ) 上限管理事務加算
 (3) 設置費補助

負担割合：県1/2 市町村1/2（(3)については、県10/10）

補助要綱：神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱

2 算定要件等について

(1) 運営費（基本分）

・障害支援（程度）区分及び世話人配置ごとに所定の額を算定する。（別表参照）

留意事項

※入院等により1ヶ月不在であっても、入院等に対する支援を行っている場合には、算定できるものとする。

※月途中の入退居があった場合は、次の算定式により日割り計算する。

算定式：運営費補助単価÷当該月実日数×利用実日数

（計算後、最後に小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする）

※障害支援（程度）区分4以上で、個人単位でホームヘルプサービスを利用している場合の運営費補助単価については、支給決定障害支援（程度）区分の単価を適用するものとする。

EX) 障害支援（程度）区分4で個人単位のホームヘルパー利用の場合

国報酬→障害支援（程度）区分4の個人単位でヘルパーを利用している場合の単位

県運営費補助→障害程度区分4の世話人配置ごとの単価

※一時的な体験利用には運営費補助を適用しない。

(2) 運営費（加算分）

■初期受入支援加算

・新規入居者を受け入れた場合に所定の額を加算する。
 ・入所施設及び精神科病院からの地域生活移行者を受け入れた場合は、初期受入支援加算（Ⅰ）を算定する。（Ⅰ）以外の場合、初期受入支援加算（Ⅱ）を算定する。

留意事項

※入所施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、児童養護施設等、社会福祉法に基づく社会福祉施設をいう。

※算定期間は、入居日を含む月から12ヶ月とし、月途中の入居であっても日割り計算は行わないものとする。

※同一の入居者について、同一の支給決定の有効期間中1回を限度として加算する。

■上限管理事務加算

- ・同一月において複数の指定障害福祉サービス事業所からサービスを利用する入居者について、当該事業所が利用者負担上限額管理事業所となって、入居者の利用者負担額の上限額管理事務を行った場合について所定の額を加算する。

留意事項

- ※1月の利用者負担額の合計が負担上限月額を超過していない場合でも、当該加算は算定できるものとする。
- ※当該事業所の利用に係る利用者負担額が負担上限月額を超過している場合でも、当該加算は算定できるものとする。
- ※生活保護受給者等、利用者負担上限額が0円の場合、当該加算は算定できないものとする。

(3) 設置費

- ・新規に共同生活住居を設置する際に必要となる初度備品費等に対して助成する。
- ※ただし、予算の範囲内での助成となる。

3 その他

- ・当該補助事業については、利用者負担は発生しないものとする。

4 適用年月日について

- ・平成29年 4月 1日